平成２１年（フ）第２２２号
静岡県浜松市中区新津町226番地の１、前住所静岡県掛川市初馬199番地の２、住民票上の住所静岡県浜松市中区新津町224番地メゾンライフ406号岩瀬方
債務者　佐藤　正光
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２３号
静岡県浜松市中区新津町226番地の１、前住所埼玉県さいたま市南区太田窪５丁目９番11号
債務者　佐藤　正雄
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２４号
静岡県浜松市中区新津町226番地の１、前住所埼玉県さいたま市南区太田窪５丁目９番11号
債務者　佐藤みつえ
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３８９号
静岡県菊川市嶺田2400番地の１
破産者　有限会社松菱電器
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
静岡県浜松市中区西伊場町56番地
破産者　株式会社リリーフワーカーズ
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２７５号
山口県宇部市大字中宇部229番地の４
破産者　シンクロテック株式会社
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第３７２号
佐賀県武雄市北方町大字志久207番地２
破産者　田渕高一郎
１　決定年月日　平成21年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第３３６号
奈良市雑司町103番地の２、申立時の住所奈良市法華寺町51番地の５
破産者　奥田　久代
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５９号
静岡県浜松市中区蜆塚３丁目７番７号　めぞんどぴゅあ２－Ｂ、前住所静岡県浜松市中区広沢３丁目11番22号　広沢ガーデンヒルズ403
破産者　宮本　己幸
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第６６号
長崎県対馬市厳原町桟原49番地３
破産者　阿比留秀夫
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第２２５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草3189番地
破産者　有限会社坂本産業
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１３号
長野県大町市大町2241番地
破産者　奥村　純二
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３３号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多1513番地の１
破産者　和田　立美
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１０９４号
熊本市稗田町５番68―503号、開始決定時の住所熊本市徳王町665番地14
破産者　井藤　　孝
１　決定年月日　平成22年１月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９８５号
熊本県水俣市汐見町１丁目２番30号
破産者　宮島　洋子
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２１５号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代31番地５
破産者　奈須　良司
１　決定年月日　平成22年１月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第５４３８号
大阪市城東区古市１丁目２番５号
破産者　有限会社モールド．テクニカ
１　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
２　一般調査期日　平成22年３月11日午後３時30分
平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部